

自治医科大学附属さいたま医療センター
本館・南館エネルギーセンター浸水対策工事

工事仕様書

令和8年10月

学校法人自治医科大学

I 概要

本館・南館エネルギーセンターの地下において、既存建具を水密ドアに変更及び、既設シャッター前に防水板を設置する（別添設計図参照）。

II 工事場所

本館・南館エネルギーセンター

※詳細については設計図を参照のこと。

III 工期

工事着工 令和8年11月中

完成引渡 令和9年3月31日

IV 工事仕様書

1 一般事項

- | | |
|-----------|--|
| (1) 作業時間 | 平日の作業時間は8：00～17：30とするが、工事都合により時間外作業や休日作業を行う場合は都度係員に申し出ること。 |
| (2) 工程表 | 事前に工事工程表を提出し、工程の説明を行い係員に承認を得ること。 |
| (3) 器材搬入等 | 器材の搬入路・作業場及び駐車は指示に従うこと。 |
| (4) 清掃 | 工事に伴う清掃は十分に行うこと。 |
| (5) 作業態度 | 病院内での作業であることをわきまえ、騒音・ほこり・異臭等の発生や立入許可が必要な場所への無断立入など業務に支障が生じないよう十分に注意して作業を行うこと。 |
| (6) 作業責任 | 仕様書に明記のない場合においても技術的並びにその性質上当然必要な事については、誠意をもって施工すること。 |
| (7) 作業届 | 工事エリア外での作業、機能停止や騒音・振動が伴う作業は、事前にセンター所定の作業届を提出し、係員の承認を得ること。
また提出日は、原則として作業当日の1週間前とする。 |
| (8) 使用材料 | 指定のない材料（配管等）の規格等については、既設工事を参考にし、これと同等以上のものを使用すること。 |
| (9) 疑義 | 仕様書に明記のない場合、または、仕様書の記載等に疑義がある場合は係員に申し出てその指示を受けること。 |

2 工事内容

設計図書記載のとおり。

3 提出書類

(1) 工事着手時に提出する書類

- | | |
|--------------------|---------|
| ①工事着手届出書 | 1部 |
| ②現場代理人選任届出書 | 1部 |
| ③社内組織表 | 1部 |
| ④現場係員編成届 | 1部 |
| ⑤工事運営計画書（総合仮設計画書含） | 1部 |
| ⑥基本工程表 | 1部 |
| ⑦下請業者選定届 | 1部（選定時） |

⑧機器・材料製造者選定届	1部（選定時）
(2) 工事期間中に提出する書類	
①週間及び月間工程表	1部
②施工計画書、施工要領書、納入仕様書	1部
③廃棄物処分契約書（写）及び処理表	1部
④連絡書、打合せ記録、質疑書	1部
(3) 工事完了時に提出する書類	
①工事完成届	1部
②自主検査報告書及び施主完成検査記録	1部＋PDFデータ
③施工計画書、施工要領書、納入仕様書	1部＋PDFデータ
④工事写真	1部＋PDFデータ
⑤完成図、施工図	1部＋PDFデータ＋CADデータ

4 注意事項等

- (1) 病院運営中の工事となるため、職員及び患者の通行の安全対策に十分留意し、仮設計画等は施主側とも念入りに協議すること。
- (2) 病院運営中の工事となるため、騒音・振動の影響を抑えた工事計画とすること。
特にアンカー打設には、低騒音・低振動ドリル（コアドリル）を使用すること。工事騒音振動等の影響により、診療業務に支障をきたし、工事を一時中断した場合は、原則、工期の変更を求めることはできない。
- (3) 工事に伴う作業員の出入りの管理を徹底すること。（名簿提出、名札着用）
- (4) 騒音発生及び火気使用にあたっては、事前に係員の許可を得ること。
- (5) 工事に伴い影響する所へは、事前に周知すること。
- (6) 工事に使用する機器・材料で消防法に基準のあるものは、これに適合したものを使用すること。
- (7) 既施設近傍での工事であることから、インフラ停止や既設建物への立ち入り、騒音・振動作業は事前に担当係員に報告し、許可を得ること。
- (8) 施工にあたっては、現場を調査して既存の施工状況及び工事方法、要領を確認し、仮設・足場等を十分に考慮すること。
- (9) 諸官庁との協議・打ち合わせ等は、必要に応じ、業務の範囲として適宜行うこと。
- (10) 構内駐車場は、工事関係者は使用禁止とすること。資機材の搬出入については工事開始前に協議したうえで指示する。
- (11) 既存建物内で携帯電話は使用禁止とすること。
- (12) 工事警備員は、センター警備員と協力して構内の安全・センター関係者の誘導・付近の渋滞緩和に務めること。
- (13) 停電計画は、センター担当者と事前に十分検討を行ってから立案し、承認を得ること。

5 見積条件等

- (1) 令和7年度公共建築工事標準（改修）仕様書（建築・電気・機械設備）に準拠すること。
- (2) 仕様書に記載の無い項目についても工事上必要な事項は見積金額に反映すること。
- (3) 現場事務所及び休憩所等は協議により設置可とするので、見積もりに見込むこと。
- (4) 工事に係る電力及び給水使用は無償支給とする。但し、現場事務所並びに休憩所等の電力及び給水は有償とする。いずれの場合も、分岐取り出しやメーター取付に係る費用は有償とする。